条例の条文「化学物質管理対策」のみ抜粋

条例	条例施行規則
第2章 公害の防止等に関する規制	
第7節 化学物質管理対策	
(管理方針等の提出等) 第88条 第一種指定化学物質等取扱事業者(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者をいう。以下同じ。) (次項に定める者を除く。)は、同法第3条第1項に規定する化学物質管理指針(以下「化学物質管理指針」という。)の定めるところにより化学物質管理の方針及び管理計画(以下「管理方針等」という。)を作成した場合は、規則で定めるところにより、当該管理方針等を公表するよう努めなければならない。	(管理方針等の公表) 第59条 条例第88条第1項及び第3項の規定 により公表する事項は、化学物質管理指針に 定める事項のうち少なくとも次に掲げる事 項とする。 (1) 化学物質管理の方針 (2) 管理計画の策定 (3) 組織体制の整備 (4) 教育、訓練の実施 (5) 指定化学物質等の管理の方法及び使 用の合理化並びに第一種指定化学物質の 排出の状況に関する国民の理解の増進に 関する事項 2 条例第88条第1項の規定による公表は、事
2 第一種指定化学物質等取扱事業者のうち 規則で定めるものは、管理方針等を作成した 場合は、規則で定めるところにより、当該管 理方針等を知事に提出しなければならない。	業所に備えて一般の閲覧に供する方法又は インターネットの利用によるものとする。 (管理方針等又は化学物質適正管理計画の 提出義務者等) 第60条 条例第88条第2項、第89条第1項及び 第125条第8号の規則で定める者は、前年度 (年度は、4月1日から翌年3月31日までを いう。以下同じ。)の第一種指定化学物質(特定化学物質の環境への排出量の把握等及 び管理の改善の促進に関する法律施行令(平 成12年政令第138号)第1条に規定する第一 種指定化学物質をいう。以下同じ。)(ダイ オキシン類を除く。)の排出量及び移動量(特定化学物質の環境への排出量の把握等及 び管理の改善の促進に関する法律(平成11

年法律第86号) 第5条第1項に規定する排出 量及び移動量をいう。) の合計が30トン以上

- 3 前項の規定により管理方針等を提出した 者は、規則で定めるところにより、これを公 表しなければならない。
- 4 第2項の規定により管理方針等を提出した者は、当該管理方針等を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、規則で 定めるところにより、変更後の管理方針等を 公表しなければならない。

(化学物質適正管理計画の作成等)

第89条 第一種指定化学物質等取扱事業者の うち規則で定めるもの(前条第2項の規定に より管理方針等を提出した者を除く。)は、 化学物質管理指針に留意し、規則で定めると ころにより、特定化学物質の環境への排出量 の把握等及び管理の改善の促進に関する法 律第2条第2項に規定する第一種指定化学 物質を適正に管理するための事項を定めた 計画(以下「化学物質適正管理計画」という。) を作成し、知事に提出しなければならない。 である事業所を県内に有する事業者(以下「提出義務者」という。)とする。

(管理方針等の提出等)

- 第61条 条例第88条第2項の規定による提出 は、提出義務者となった年度の8月31日まで に、少なくとも第59条第1項各号に掲げる事 項を記載した書面により行わなければなら ない。ただし、過去に条例第88条第2項の規 定により提出された管理方針等が当該年度 において効力を有するものであるときは、こ の限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害その他の知 事が別に定める特別の事情があるときは、前 項の提出期限は、知事が別に定める。
- 3 第59条第2項の規定は、条例第88条第3項 及び第5項の規定による公表について準用 する。
- 4 条例第88条第4項の規定による届出は、変 更の日から30日以内に、書面により行わなけ ればならない。

(化学物質適正管理計画の作成等)

- 第62条 条例第89条第1項に規定する化学物質適正管理計画は、該当する事業所ごとに、次に掲げる事項について作成しなければならない。
 - (1) 第一種指定化学物質管理の方針
 - (2) 第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法
 - (3) 第一種指定化学物質管理の体制
 - (4) 従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項
 - (5) 第一種指定化学物質に関する住民と の相互理解に係る事項
 - (6) 事故発生時の措置等

- 2 前項の規定により化学物質適正管理計画 を提出した者は、規則で定めるところによ り、これを公表しなければならない。
- 3 第1項の規定により化学物質適正管理計画を提出した者は、当該化学物質適正管理計画を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、規則で 定めるところにより、変更後の化学物質適正 管理計画を公表しなければならない。

(勧告及び公表)

- 第90条 知事は、前条第1項の規定による化学 物質適正管理計画の提出をしない者に対し、 化学物質適正管理計画の提出をすべきこと を勧告することができる。
- 2 知事は、前条第2項又は第4項の規定による化学物質適正管理計画の公表をしない者に対し、化学物質適正管理計画を公表すべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前条第3項の規定による化学物質 適正管理計画の変更の届出をしない者に対 し、化学物質適正管理計画の変更の届出をす べきことを勧告することができる。
- 4 知事は、前3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を

- (7) その他第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項
- 2 条例第89条第1項の規定による提出は、提 出義務者となった年度の8月31日までに、当 該年度を計画期間に含む化学物質適正管理 計画を記載した化学物質適正管理計画書(第 24号様式)により行わなければならない。た だし、過去に同項の規定により提出された化 学物質適正管理計画が当該年度において効 力を有するものであるときは、この限りでない。
- 3 第61条第2項の規定は、前項の規定による 提出について準用する。
- 4 第59条第2項の規定は、条例第89条第2項 及び第4項の規定による公表について準用 する。
- 5 条例第89条第3項の規定による届出は、変 更の日から30日以内に、化学物質適正管理計 画変更届出書(第25号様式)により行わなけ ればならない。

公表することができる。	
5 知事は、前項の規定による公表をしようと	
するときは、あらかじめ、その勧告を受けた	
者に対し、意見を述べる機会を与えなければ	
ならない。	